（解散等の届出）

第四条　法第五十七条の七第八項の規定により、核原料物質使用者が解散し、又は死亡したときは、その清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者若しくは分割により核原料物質の使用に係る施設若しくは核原料物質を承継した法人の代表者又は相続人若しくは相続人に代わって相続財産を管理する者は、解散又は死亡の日から三十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～四　略］

2　［略］

（届出書類の提出部数）

第八条　法第五十七条の七第一項及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第四十五条の規定に係る書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

様式第2（第9条関係）

（表　　面）

［略］

（裏　　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第68条　［略］

第80条　［略］

第81条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

三　第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条の4、第79条又は第80条　各本条の罰金刑

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表第八　使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
（廃止措置として行うべき事項） **第十九条の四**　法第五十条の四の三第一項の原子力規制委員会規則で定める廃止措置は、再処理施設の解体、使用済燃料、核燃料物質又は使用済燃料から分離された物の譲渡し、使用済燃料又は核燃料物質による汚染の除去、使用済燃料、核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物の廃棄及び第八条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。 （廃止措置実施方針に定める事項） **第十九条の四の二**　法第五十条の四の三第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。 一　氏名又は名称及び住所 二　工場又は事業所の名称及び所在地	（廃止措置として行うべき事項） **第十九条の四**　法第五十条の五第一項の原子力規制委員会規則で定める措置は、再処理施設の解体、その保有する使用済燃料、核燃料物質又は使用済燃料から分離された物の譲渡し、使用済燃料又は核燃料物質による汚染の除去、使用済燃料、核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物の廃棄及び第八条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。 ［条を加える。］